ダイナミック**DNS**サービス

ipCam User's Manual

Manual Version 1.0.0

サービスの概要

「ipCamサービス」は、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）の固定IPサービスを利用しなくても、インターネット経由でネットワーク・カメラにアクセスすることが可能になるダイナミックDNSサービスです。
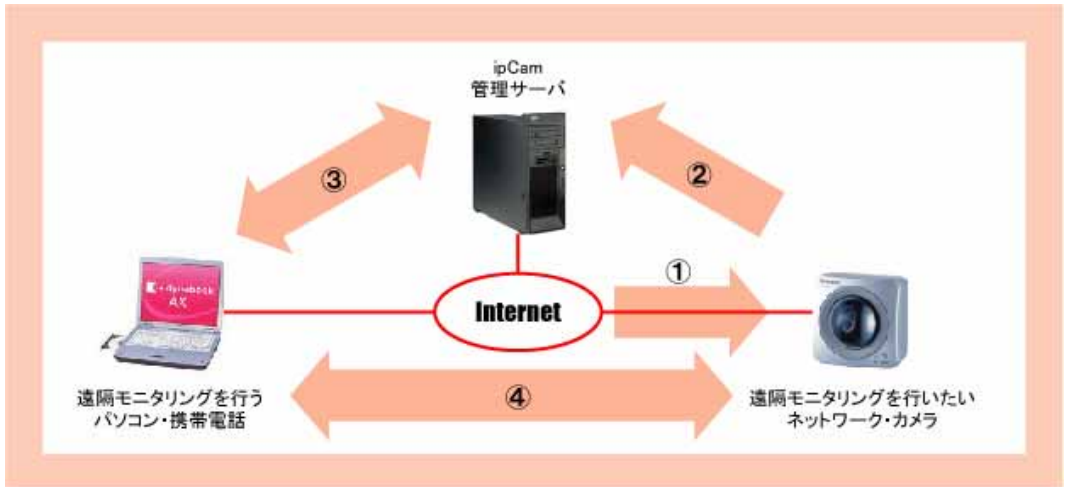
① ネットワーク・カメラ（カメラ）をインターネットに接続できる環境を整備します。プロバイダからカメラのあるローカル・エリア・ネットワーク（LAN）に対して、グローバルIPが割り振られます。
 ●このグローバルIPはISPの都合で変化します（固定IPサービスを除く）。
 ●変化したグローバルIPを遠隔モニタリングする側が知らないとカメラに接続できません。

② ipCamサービスを利用すれば、カメラのネットワークに割り振られたグローバルIPをipCam管理サーバに登録し、あらかじめ決めていただいたお客様のホスト名にリンクさせることができます。

③ 遠隔モニタリングを行うパソコンや携帯電話は、ipCamサービスに登録したホスト名でアクセスします。そこで登録しているグローバルIPが参照されることになり、カメラへの接続が可能になります。

④ こうしてカメラに割り振られた動的IPが変化しても、常にホスト名でカメラにアクセスすることが可能になります。

サービスの仕組み

■ 「ipCam」サービスは、カメラのダイナミックDNS機能を利用して、ipCam管理サーバに定期的にグローバルIP情報を通知することで、お客様のホスト名と関連づけを行います。

■ 本サービスを利用できるのは、ダイナミックDNS機能を持ったPanasonic製IPカメラに限定されます。KXシリーズやBBシリーズの初期のファームウェアにはダイナミックDNS機能がありませんのでご注意ください（BBシリーズはファームウェアをバージョンアップすることでご利用になれます）。
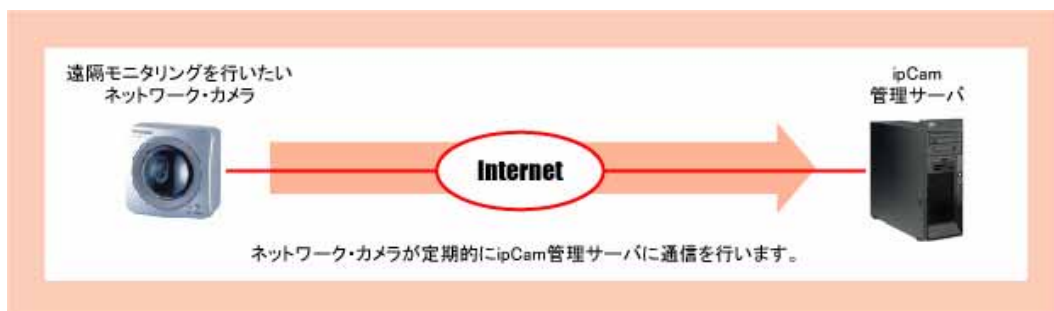
■ IPの更新頻度は10分に設定します。そのため、IPアドレスが変化した後、最長で10分間は登録ホスト名でアクセスできないタイミングが発生する場合があります。

■ 1拠点に複数台のカメラを設置する場合でも、ipCamサービスへの登録は1回だけで済みます。また登録後に必要な設定も、カメラ1台に対して行うだけです。

■ インターネットを経由で、ルーターを通過してLAN内のカメラにアクセスするためには、ルーターの設定が必要になります。お使いのルーターの取扱説明書をご覧ください。

お申し込み手順

■ 以下の注意事項を必ずお読みください。

① 本サービスを利用するために、お客様でインターネット常時接続環境をご用意いただく必要があります。
② 本サービスはISPからお客様に割り当てられたグローバルIPと登録されたホスト名を関連づけるためのものであり、お客様のLAN 環境を構築するために必要な機器類は含まれておりません。
③ ホスト名は登録制であり、ご希望のホスト名が使用できるとは限りません。
④ 本サービスをご利用になるためには、申込用紙にて利用者登録と料金お支払い手続きが必要になります。また預金口座振替をご利用になる場合は預金口座振替委託申込書の提出が必要となります。
⑤ 本サービスに必要な料金は980円（税込1,029円）で、お客様が利用者登録をされた月の翌月から課金対象となります。
⑥ 利用契約は、お客様が解約するまで自動更新されます。

■ 機器の設定

登録が完了すれば、設定手順に従い、お使いのカメラを設定します。設定後、直ちに「ipCam」サービスをご利用になることができます。

機器の設定

■ **カメラを、インターネットに接続できる状態し、同一ネットワーク環境下で、設定用のパソコンからアクセス可能な状態にします。**
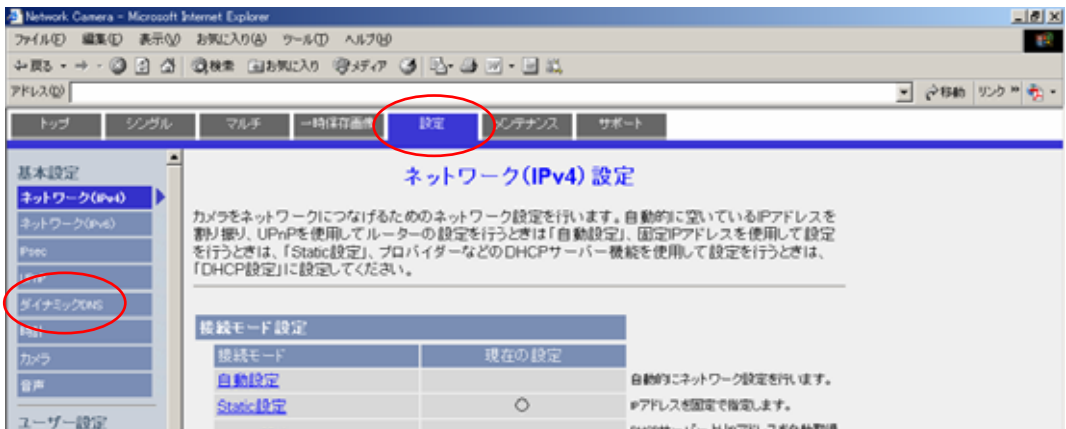
① **管理者の権限でカメラにログインし、[設定] タブをクリックします。**

② **ダイナミックDNSをクリックします。**
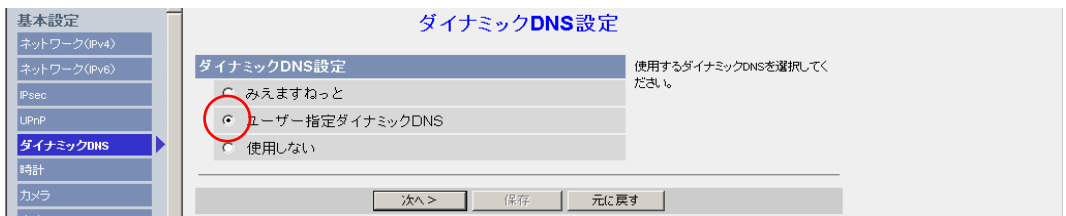
③ **「ユーザー指定ダイナミックDNS」を選択して [次へ] をクリックします。**
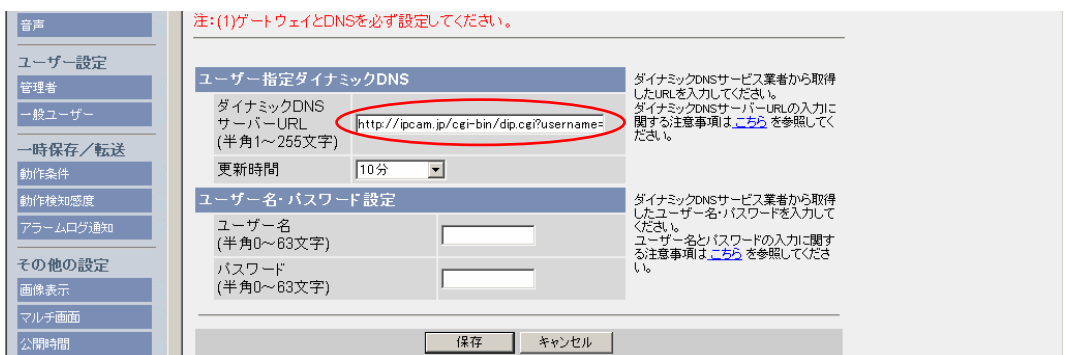
④ **「ダイナミックDNSサーバーURL」に、申し込み手続き完了後にipCam管理サーバからメールで送られるサーバURLを入力します。※下の「ユーザー名」「パスワード」は特に入力する必要がありません。[保存] をクリックして設定完了です。**

機器の確認

■　［メンテナンス］タブをクリックして、設定が正しく行われているかどうかを確認します。

トップ　シングル　マルチ　一時保存画像　設定　メンテナンス　サポート

メンテナンス
- ステータス
- 接続者情報
- アラームログ
- 再起動
- バージョンアップ
- 設定値保存
- 設定値復元
- 工場出荷値に戻す

	エラー	0
みえますねっと	成功	0
	エラー	0
ユーザー指定ダイナミック DNS	成功	1
	エラー	0
DHCP	成功	0
	エラー	0
UPnP	成功	0
	エラー	0
Easy-Packet	成功	0
	エラー	0

プロトコル	ステータス

「ユーザー指定ダイナミックDNS」の成功が「1」になっていることを確認してください。

［注意］
ネットワーク設定などが適切に行われていないと、エラーになる場合があります。カメラがインターネットに出られる環境であることを確認してください。

■ ［メンテナンス］の「ユーザー指定ダイナミックDNS」で成功が表示されない時は、以下の点をご確認ください。

1. サーバーURLに間違いがないか。
サーバーURLは次の形式で表記されます。ご確認ください。
http://ns1.ipcam.jp/cgi-bin/dip.cgi?username=〇〇〇&password=△△△
※〇〇〇には通常3桁の数字、△△△にはパスワードが入ります。

2. カメラの設定を確認してください。
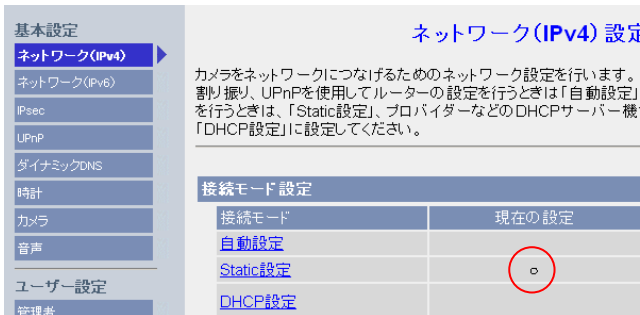
［基本設定］［ネットワーク（IPv4）］［Static設定］を選択してください。
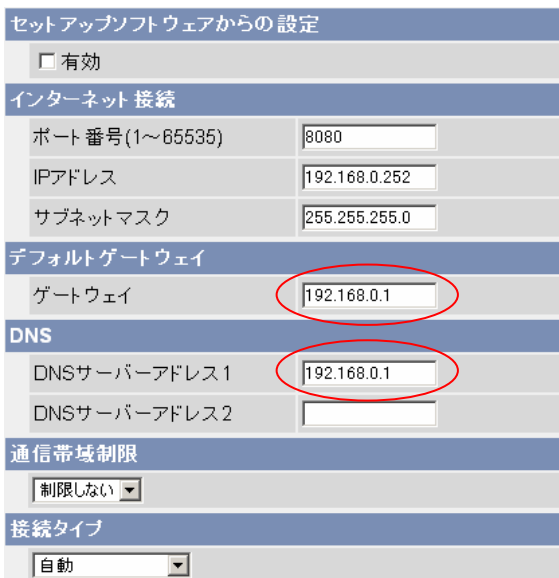
［ゲートウェイ］と［DNSサーバーアドレス］が入力されていることを確認します。通常、［DNSサーバーアドレス］はルーターのLAN側IPアドレスになりますが、IPSによっては指定のDNSサーバーアドレスを入力する必要があります。
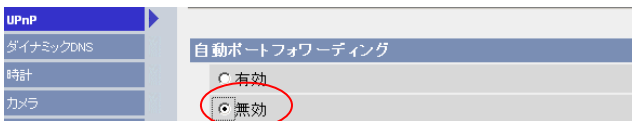
それでもエラーが発生する場合は、［UPnP］［自動ポートフォワーディング］を「無効」に設定してください。

3.　外部からの接続をチェックする

ルーターのWAN側アドレスを確認していただき、そのアドレスでカメラに接続できるかどうか、外部からご確認ください。ルーターからカメラに対して、正しくポートマッピング（ポートフォワーディング、静的NAT、バーチャルサーバなど、ルーターによって呼称が異なります）されている必要があります。
接続できない時は、カメラをインターネット上に公開する準備ができていません。

- **カメラのネットワーク設定**
- **ルーターのポートマッピング設定**
- **ルーターのセキュリティ設定**

以上の3点を確認し、間違いがないか、LANからWANへの通信が可能か、WANからLANへの通信が可能かをご確認ください。

なお、ルーターに関する設定は、ルーター付属のユーザー・マニュアルをご参照ください。

契約約款

■　**以下の内容に必ず目を通してからお申し込みください。**

ipCamサービス契約約款

2006**年**5**月**1**日**　**株式会社**R.O.D

第1条（約款の適用）
株式会社R.O.D（以下、甲という）は、この契約約款（以下、約款という）に基づき、ipCamサービス（以下、「本サービス」という）を提供する。

第2条（約款の変更）
甲は、事前通知なくしてこの約款を変更することがあり、契約者はこれを承諾する。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款による。なお、最新の約款は、甲専用ウェブページ上に掲載される。

第3条（用語の定義）
この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。
①指定機器　本サービスを利用するために必要な機能を搭載したネットワーク機器
②みえるよねっとサービス　インターネットに接続した指定機器に割り振られたグローバルIPアドレスと契約者が定義したドメイン名とを対応づけるサービス
③契約者　甲と利用契約を締結している者
④契約者回線　契約者が指定機器を電気通信事業者のインターネットを経由して本サービスに接続するための契約者によるインターネット接続回線

第4条（利用契約申し込みの方法と条件）
1.　申込者は、約款及び甲専用ウェブページ上で告知する説明や注意書きなどを承諾の上、甲が定める方法に従って利用契約を申し込むものとする。
2.　本サービスの利用料金の支払い方法は預金口座振替となる。申込者は前項の申込後、速やかに甲所定の預金口座振替委託申込書に必要事項を記入し甲に提出するものとする。
3.　申込者が登録した電子メールは、使用可能な状態にあることとする。これは、本サービスの利用の継続および本サービスの提供を受ける条件となる。なお、甲が契約者に対し電子メールを送信する場合、契約者が甲に届け出たメールアドレスへの発信をもって契約者に到達したものとみなす。

第5条（利用契約申し込みの承諾）
1.　甲は、利用契約申し込みがあった時は、その申し込みに次項に定める特段の不備がない限り、第4条第1項の登録手続き完了をもって承諾し、利用契約が成立する。
2.　甲は、次の場合には、利用契約の申し込みを承諾しない場合がある。
①申し込みに係る契約者回線について、指定機器を接続しない場合
②利用契約の申込者が、本サービスに係る料金の支払いを怠る恐れがある場合
③利用契約の申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあったことが判明した場合
④利用契約の申込者の指定した、支払口座が金融機関などにより利用の差し止めが行われていることが判明した場合
⑤この約款の規定に違反する場合
⑥その他、本サービスに関する甲の業務の遂行上著しい支障がある場合、または甲が契約者として不適当と判断する場合

第6条（利用契約に基づく権利の譲渡の禁止）
契約者は、利用契約に基づく本サービスを利用する権利その他この約款に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできない。

第7条（変更の届出）
1.　契約者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの変更、その他申し込み時の記載事項について変更があった場合は、速やかに変更手続を甲専用ウェブページ上で行うものとする。
2.　契約者は、支払口座に係る事項の変更があった場合は、速やかに甲が定める方法に従って変更を届けるものとする。
3.　前々項及び前項の届出がなされなかった場合、本サービスの利用ができなくなることがある。
4.　契約者は、ドメイン名を自由に設定することができる。ただし、契約者が変更を希望したドメイン名が、既に登録済みドメイン名である場合またはその他の理由により使用できないドメイン名である場合は設定することができない。途中でドメイン名を変更することは、原則としてできない。
5.　ドメイン名の選定は、契約者の責任において行うものとする。契約者が選定したドメイン名に係る紛争について、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、甲が被った損害などを補償するものとする。

第8条（利用契約期間）
契約者の利用契約期間は、第5条第1項に基づき甲が利用契約を承諾した時から、契約者が次条に基づき利用契約の解除を行わない限り、申し込み時に契約者が選択した期間継続し、満了後、同期間分自動更新されるものとする。ただし、契約者は甲が定める手続により更新期間を変更することができる。

第9条（契約者が行う利用契約の解除）
1.　契約者は、利用契約を解除する時は、甲が定める方法にしたがって甲専用ホームページ上で行うものとします。
2.　契約者は、前項に基づく解除の際に、甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、日割り計算などをせず、直ちに全額を支払うものとします。甲は、すでにお支払いいただいた料金の払い戻しは一切行いません。

第10条（甲が行う利用契約の解除）
1.　甲は、下記の場合に、相当の期間を定めて契約者にかかる状態の解消を催告しても契約者が係る状態を解消しない時には、契約者その他の第三者に何らの責任を負うことなく利用契約を解除することがある。
①第4条第2項の預金口座振替委託申込書が提出されない場合
②契約者の指定した支払口座の利用が停止させられた場合
③第18条などこの約款のいずれかの規定に違反した場合
④その他、甲が契約者として不適当と判断した場合
2.　前項に加え、甲は、下記の場合に、何ら催告を要することなく、契約者その他の第三者に何らの責任を負うことなく利用契約を解除することがある。
①料金その他本サービスに係る債務について、甲からの催促の有無にかかわらず、3ヶ月以上の支払い遅延が生じている場合
②虚偽の申告をした場合
③本サービスの運営を妨害した場合
④契約者が前項各号の一に該当し、第4条第3項に違反した契約者の行為により甲が催告を行おうとした際に催告ができない状態が相当期間継続している場合
3.　契約者は、前項に基づく解除の際に、甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、日割り計算などをせず、直ちに全額を支払うものとする。
4.　甲は、第11条第3項の場合、利用契約を解除することがある。

第11条（本サービスの利用中止）
1.　甲は、本サービスに係る電気通信設備の運用上、保守上または工事上やむをえない時は契約者に連絡することなく、本サービスの提供を一時的に中止する場合がある。
2.　甲は、地震、噴火、洪水などの天災により、もしくは戦争、暴動、労働争議、テロなどにより、やむをえない時は、契約者に連絡することなく、本サービスの提供を一時的に中止する場合がある。
3.　甲は、やむをえず、本サービスの提供を終了する場合がある。本サービスの提供を終了する時は、あらかじめ、そのことを契約者に通知する。

第12条（本サービスの変更）
甲は、都合により契約者への事前通知なくして本サービスの内容を変更することができるものとし、変更内容についてはその都度契約者に別途通知するものとする。

第13条（料金）
1. 本サービスのご利用には、専用ウェブページで定める料金のお支払いが必要である。なお、料金は、本サービス内容の変更などにより、随時改定される場合がある。この場合、甲は、契約者に対して、電子メール、専用ウェブページ上での掲載、またはその他の方法により、別途通知するものとする。
2. 契約者は、本サービスの料金の支払いに関しては、甲が指定する預金口座振替委託会社により、当該預金口座振替委託会社の規定に基づき支払うものとする。契約者と当該預金口座振替委託会社などの間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、甲には一切の責任はない。また、甲は本サービスの料金について請求書・領収書の発行を行わない。

第14条（遅延利息）
前条の規定にかかわらず、契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算して得た金額を延滞利息として、甲または預金口座振替委託会社が指定する期日までに支払っていただくことがある。

第15条（契約者回線）
1. 本サービスを利用するために必要な指定機器費用および契約者回線費用は、契約者の負担とする。
2. 契約者は、インターネット接続業者の契約約款の定めるところにより契約者回線を使用できない場合は、本サービスを利用することはできない。

第16条（契約者の不法行為）
契約者が料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた金額の他、その不法行為の調査ならびに免れた金額の回収に要した費用ならびにそのことにより甲に生じた損害金を甲が指定する期日までに支払ってもらうことがある。

第17条（責任）
1. この約款に関連した甲の債務不履行もしくは不法行為により契約者に生じた損害を賠償する甲の責任は、第13条に基づき、直近1年間に契約者が支払った料金の総額を上限とする。ただし、甲の故意または重過失に基づき発生した損害に関しては、この限りではない。
2. 甲は、第11条および第15条第2項に定める場合など、甲の責めに帰さない事由により本サービスの提供を中止または終了する場合、及び不可抗力などにより契約者に損害を与えた場合であっても、その責めに任じないものとする。
3. 契約者が行った次条に掲げる禁止行為により、甲が第三者より問い合わせ、苦情、請求などを甲が受けた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、甲が被った損害などを補償するものとする。

第18条（禁止事項）
1. 契約者は、本サービス及びそれに付随するサービス（本サービスにより提供されたドメイン名により、指定機器の映像を配信する行為を含む）を利用するにあたり、以下の行為を行わないものとする。なお、以下の行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張るなど、当該行為を誘引する行為を含む。
①甲が提供した本サービス利用に必要なパスワードを第三者に開示する行為
②甲もしくは第三者の著作権、営業秘密、財産、プライバシーその他の権利を侵す行為またはその恐れのある行為
③第三者を誹謗、中傷し、もしくは名誉をきそんする行為またはその恐れのある行為
④犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく恐れのある行為
⑤事実に反する情報を提供する行為またはその恐れのある行為
⑥コンピュータウィルスなどの有害なコンピュータプログラムを使用、提供などする行為またはその恐れのある行為
⑦公序良俗に反する画像および情報などを公開する行為またはその恐れがある行為
⑧甲の運営を妨げるような行為またはその恐れのある行為
⑨甲もしくは第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為またはその恐れのある行為
⑩法令などに違反する行為またはその恐れがある行為
⑪その他甲が不適切であると判断する行為
2. 契約者が前項に違反したと甲が判断した場合、本サービスの利用契約を解除する措置を講じることがある。

第19条（個人情報の取扱）
1. 契約者は、甲がこの約款に基づく預金口座振替による本サービスの料金回収を預金口座振替委託会社へ代行すること、ならびに契約者に係る情報を、甲が当該預金口座振替委託会社、金融機関など、および契約者が預金口座振替委託申込書を受領した会社などへ提供することに同意するものとする。
2. 甲は、契約者より収集した個人情報を、不正アクセス、紛失、改竄、窃取がないように適切に管理し、本サービスの範囲内でのみ利用するものとする。
3. 契約者が登録した個人情報の確認、訂正、削除は、甲専用ホームページにて、随時契約者自身で行うことができる。

第20条（協議など）
1. 本サービスの利用に関し、この約款によれない事態が生じた時は、甲は誠意をもって契約者と協議し、解決を図るものとする。
2. 本サービスの利用に関し、甲と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合は、甲の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

ipCamサービス申込書

申込年月日			
平成	年	月	日

株式会社R.O.Dが提供する「ipCam」サービスに、「ipCamサービス契約約款」を承諾の上、下記の通り申込みます。
サービスに伴う料金については、別添の引き落とし用紙の内容に従うものとします。

お申込者		
ご氏名	フリガナ	
ご住所	〒	
電話	(　　　)　　　－	ご登録メール・アドレス

設定情報	
ドメイン名	希望される設定ドメイン名を第3希望までご記入ください。半角英数字と数字のみ、記号は使えません。 第一希望 .ipcam.jp 第二希望 .ipcam.jp 第三希望 .ipcam.jp
回線監視	回線監視を希望される場合は、障害発生／回復通知を受信するためのメール・アドレスをご記入ください。

以下の欄は販売会社が使用します。

お取扱店名

備考欄